

「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	環境省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 浄化槽清掃業の許可

① 手続の概要

浄化槽清掃業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない(浄化槽法第35条第1項)、同条第2項において(市町村が)「前項の許可には、期限を付し、又は生活環境の保全及び公衆衛生上必要な条件を付することができる」と定められている。

また、同条第3項において許可を受けようとする者は、「環境省令で定める申請書及び添付書類を市町村長に提出しなければならない」とあり、申請書に添付しなければならない書類は、環境省関係浄化槽法施行規則第10条第2項第1号から4号に記載の書類の他、市町村長が必要と認める書類(同施行規則第10条第2項第5号)とされている。

以上のことから、当該許可は市町村の自治事務でもあり、市町村ごとに標準処理期間や提出書類が異なる。

② 電子化の状況

申請手続は自治事務であり、電子化するか否かは市町村により異なることから、環境省において各市町村における申請手続の電子化の状況は把握していない。

2 削減方策(コスト削減の取組内容及びスケジュール)

(1) 浄化槽清掃業の許可(地方公共団体の理解・協力が必要な取組)

市町村において、必要に応じて行政内部の事務の効率化を検討し、また、標準処理期間の短縮及び添付書類の見直し等に努めるよう周知する。

以上について、地方公共団体に周知を行っており、今後も引き続き周知を行う。

また、環境省としても、市町村からの疑義照会にすみやかに対応する等、当該許認可事務が滞りなく行われるよう技術的援助を行う。